

秘密保護法、日本版NSC、集団的自衛権の見直しで 自衛隊が「戦争する軍隊」へ

自民党は、結党以来憲法改正を党是としてきました。しかし、岸内閣を最後に池田内閣以降(1960年)は「自分の内閣では憲法は改正しない」と明言してきました。しかし、第一次、第二次安倍政権は選挙公約に公然と改憲を掲げ登場したのです。安倍政権は、従来の保守政権とは異なり憲法改悪をめざす右翼政権です。その安倍内閣が、秘密保護法、日本版NSC、集団的自衛権見直し(【用語の説明】参照)で日本をどこに導こうとしているのかを明らかにしたいと思います。

集団的自衛権見直し...解釈改憲で自衛隊を「戦争する軍隊」に

解釈改憲によって集団的自衛権の行使を認めることは憲法9条が持つ武力行使の歯止めを一切取り払うことを意味します。すなわち、自衛のための「必要最小限の実力、武力行使」しか認められていなかった自衛隊が「戦争する軍隊」へと豹変することを意味します。

安倍政権が集団的自衛権の見直しに踏み切ろうとしている理由には2つあります。1つは、アメリカからの強い圧力です。アメリカは、アフガニスタンへの侵略やイラク戦争で同盟国でありながら「血を流さない」日本に強い不満を持っていました。そして、リーマンショック後の財政危機から大幅な軍事費の削減を余儀なくされ、いよいよ本気で軍事分野での日本の肩代わりを求めてきていることへの対応が必要だからです。もう一つの要因は、安倍政権の異常な中国敵視政策にあります。尖閣列島での軍事衝突への対応の必要性(=アメリカ軍の自動的参戦)から自らの意志で集団的自衛権見直しに踏み切ろうとしているのです。

秘密保護法...国家の犯罪の隠蔽

秘密保護法の本質は、国家の犯罪を隠蔽すること、そして治安立法だということです。秘密保護法に該当する秘密は41万件余、秘密を取り扱う国家公務員は約6万5千人。彼ら全員、そして家族・友人に対する身辺調査が義務づけられます(内閣の国会での説明)。

自衛隊基地の写真を撮りネットに流した場合はどうなるのでしょうか。国の判断しだいで写真撮影は「管理を害する行為」にあたり友人と一緒にであれば「共謀」となります(最高懲役10年)。ネットで流せば「教唆」、「扇動」(最高懲役5年)となり、何気なく見た者も処罰の対象です。このようなことがなぜ可能なのでしょうか。それは、「秘密」の中身が国民に知らされず、何が処罰の対象か分からないからです。しかも逮捕時には、秘密事項ですから理由も知らされず、裁判になった場合、秘密を知った弁護士や裁判官もその後の行為によっては「処罰の対象」となります(国会内勉強会での警備企画課長答弁)。このように秘密保護法は、憲法違反の国家の犯罪を隠蔽し、戦争準備、遂行時には戦争に反対するあらゆる活動を弾圧できる治安立法なのです。

日本版NSC...戦争準備・遂行の司令塔

既に「国防」や「重大緊急事態」に対処するために「安全保障会議」が設置されています。しかし、それでは戦争遂行には不十分だとしてアメリカのNSCをモデルに首相により強大で幅広い権限を集中するのが日本版NSCです。戦前の「大本营」の今日版といえます。

さらに安倍政権は、防衛大綱の見直しに着手しました。見直しのポイントは、自衛隊に海兵隊的機能を持たせ島嶼奪回等を可能にする、敵基地攻撃能力を持たせる、防衛費の増額の3つです。そして、集団的自衛権の見直しを含め自衛隊法を改正し秘密保護法などを一括運用できる国家安全保障基本法を来年通常国会で成立させ、日本版NSCをその司令塔とするのです。

「戦争する軍隊」から「戦争国家へ」

集団的自衛権の行使を認める解釈改憲によって自衛隊を「戦争する軍隊」に変えることはできても「戦争国家」には明文改憲が必要です。なぜなら、解釈改憲では9条の戦争放棄規定が残り軍法会議も戒厳令も導入できないからです。安倍政権は、尖閣列島等での軍事的衝突も含め冒険主義的行動で国民意識を変え一気に明文改憲への条件をつくらうとしているのです。

秘密保護法、日本版NSC、集団的自衛権見直し反対の運動を！

安倍政権の支持勢力は一枚岩ではありません。アメリカは安倍政権の冒険主義的な行動によって中国との軍事衝突に巻き込まれることを恐れ安倍政権を自らのコントロール下に置くために強い圧力をかけています。また、日本の挑発的な軍事行動を押さえることで既に米中合意もできています。そのことがオバマ政権との軋轢を生む原因ともなっています。日本の財界も中国での利益確保の観点から無条件に安倍政権を支持しているわけではありません。そして、何よりも憲法9条改悪、集団的自衛権見直し、そして秘密保護法に反対する大きな勢力と世論があります。みなさんが高教組とともに戦争国家への道を許さない運動に参加されることを呼びかけます！

【用語の説明】

秘密保護法(10月25日国会提出)

安全保障にかかわる 軍事、外交、外国の利益を図る目的で行われる特定有害活動の防止、テロ活動の防止の4分野を対象とし「日米同盟強化のため」(安倍首相の説明)、40万件余を秘密の対象とする法律。秘密にするかどうかは行政機関の長が恣意的に決定できる。日本版NSC(国家安全保障会議設置法 6月7日国会提出)

外交・安全保障政策の「司令塔」として「日常的・機動的」に活動するために、首相、官房長官、外務、防衛両相の「4大臣会合」を設置し、官邸に安保担当の補佐官や「国家安全保障局」において、各省の情報を集中させる。戦前の「大本营」の今日版ともいえる。集団的自衛権見直し

集団的自衛権とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」のこと。日本政府は国際法上、集団的自衛権を保持しているが「憲法9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどめるべき」であると解し、「集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるもので」あって許されないとの見解をとってきた。安倍政権は、憲法9条はそもそも「個別的自衛権」だけでなく「集団的自衛権」の行使も含めた自衛の戦争や武力行使は禁じていない、または 憲法9条は「必要最小限度の実力行使」は禁じておらず集団的自衛権もその中に含まれるとして解釈変更で集団的自衛権の見直しを現在進めている。安倍政権は、この解釈変更を来年の通常国会において 首相答弁、閣議決定、国家安全保障基本法に明示のいずれかで強行しようとしている。